

2013年6月7日

香川県教育委員会
教育長 細松 英正 様

香川県教職員組合
中央執行委員長 大野 孝之

夏季休業中の勤務条件の改善についての要求書

貴教育委員会が夏季休業中の教職員の勤務条件の改善について、適切な指導を行うよう、下記の通り要求します。交渉日は県校長会以前に設定されるよう要求します。

記

1. 次の事項について確認の上、各学校への文書通達をはじめ、指導を徹底すること。
 - (1) 教育公務員特例法第21条、22条の趣旨を確認し、郡市で「自宅研修」が一件もとれないような実態があることを直視し、夏季休業中の自主研修を積極的に保障すること。(交渉事項)
 - ① 教特法第22条第2項について、研修結果報告書の提出の義務づけをやめること。
当面、研修結果報告書の義務づけ以外に法の趣旨解釈の変更をしないこと。
 - ② 研修の承認は、校長の判断で行い、教特法の趣旨に反することがないように指導すること。
 - ③ 研修の取得状況の調査を実施しないこと。
 - (2) 夏季休業中の行事を大幅に精選すること。
 - (3) 夏季休業中の勤務については、十分な割り振りを確保すること。(交渉事項)
 - (4) 民間教育団体主催の各種教育研究集会は、出張または研修扱いでの参加を認めること。
2. 夏季休業の意義を踏まえ、教職員や父母の十分な合意のないまま日数削減を行わないよう市町教委を指導すること。あわせて、安易に登校日を増やさないように学校長を指導すること。(交渉事項)
3. 宿泊研修は実施しないこと。宿泊を強制しないこと。
4. 研修を目的とする旅行については、研修扱いとすること。(文書回答)
5. 「講師」に、自主研修が十分保障されるよう指導すること。
教員採用試験の受験に関しては、他県でも行われている職免扱いとすること。(交渉事項)
6. 学校事務職員、栄養職員等に対し教員に準じた研修を保障すること。
7. 長期休業中の代替講師の引継ぎを保障すること。また、病休の代替講師を完全に保障すること。
8. 7日以上私事旅行届を廃止すること。(文書回答)
9. 8月13日～15日(お盆の期間)は学校閉鎖の措置をとること。
当面、高松市の一部で実施されている「管理職がお盆期間中の日直を行う」措置を全県に広めること。
(交渉事項)
10. 夏季特別休暇を7日に延長すること。
11. 夏季休業中の学校管理については、「カギ当番」(日直)任せにせず、管理職が責任を持って行うよう指導すること。(文書回答)
12. その他